

平成 22 年第 1 回美術館協議会議事録

- 1 日時 平成 22 年 11 月 8 日（月）午後 1 時 30 分～
- 2 場所 美術館総合実習室
- 3 出席者 協議会委員：10 名
・曾根敦子 ・細窪康文 ・秋山 弘 ・古屋知子 ・鈴木郁子
・植松増美 ・渡辺文子 ・島津久美子 ・岡田恭子 ・原まゆみ
事務局：白石館長・高山副館長・古屋課長
美術館担当 2 名・指定管理者 2 名
教育委員会：佐藤教育次長・一瀬学術文化財課長・企画担当 1 名
- 4 正副会長の選出 会長：大村智氏、副会長：古屋知子氏
- 5 議事
平成 21 年度事業報告
平成 22 年度事業について

6 議事の概要

A 委員

設置条例で美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、県民文化の発展に寄与するため美術館を設置するとあるので、これを伸ばそうとして事業をするのは当然のことである。「公共施設の外部評価」において、美術館のような学術的な施設には指定管理者はなじまないというようなことを指摘されたようだが、美術館は学術的な施設だけではなく、条例の設置目的からすれば、事業評価そのものになじまないのではないか。協議会の委員として、美術館側を応援したい。

事業費 4 億円は、県民が負担しているのであるが、美術館の経営というものは黒字にできるほど甘くはない。ただし、赤字を圧縮するよう前向きに努力する姿勢は、県民の理解を得るのに大事である。県立美術館は、ミレーの作品を目的とした、県外のお客さんが多い。しかし、資料にあるように、観覧者以外の施設利用者や館外利用者もあり、これらはほとんどが県内の人であろう。こうした取り組みはもっともっと進めることが大切であり、施設利用者も、単なる数字ではなく、県民がどれだけ利用し満足したかということが重要ではないか。

事務局

県民の利用ということであるが、現在開催している小林一三展は、一三が蕪崎市出身ということもあり、地元の蕪崎市などからの観覧者も多く、大変な好評をいただいている。

A 委員

来館者へのアンケートは重要であるが、美術館に来たことのない県民に対するアンケートも数年に1回くらいは行った方がよいのではないか。

事務局

参考にさせていただく。

B委員

県内・県外別に来館者の数を把握しているか。

事務局

来館者全の住所は把握していない。ただし、宿泊者割引制度があるので、宿泊予定か宿泊したかということは聞いている。

B委員

4館共通パスポートの利用状況はどうか。

事務局

4館パスポートは、現在、有効期限内のものが500枚～550枚程度ある。その他に、美術館だけの単館パスポートが350枚程度ある。美術館の単館パスポートについては、期限が切れた時には更新のお知らせを発送している。

C委員

特別展の期間や内容は、いつ頃決めているのか。

事務局

展示作品等の数量にもよるが、作品を所蔵している他の美術館等には、2～3年前から特別展への出品を打診する必要がある。ただし、正式に決定して予算要求するのは前年度である。

D委員

資料によると、ギャラリーの利用者や子ども向けワークショップの参加者が減っているようだが、美術館では原因を分析しているか。

事務局

県民ギャラリーは、いわゆる貸し館で美術館が行っている事業ではなく、県民の皆さんが自主的に企画運営を行っている。利用者数も、主催者から報告されたものである。主催者に原因の分析と観覧者増加の取り組みをお願いする。子ども向けのワークショップは、昨年度、定員を設けず募集を行ったところ、大好評で会場に入れぬ人もいて、ご迷惑をかけてしまったことから、今年度は定員を設けたため参加者が若干減少している。

A委員

指定管理者として、1年半が経ったが、感想をお聞きしたい。

事務局（指定管理者）

美術館の学芸部門と協力して、来館者が増えるよう努力しており、ラッピングバス

等を導入するなど、入館者増に向け取り組んでいる。こうした広告宣伝活動費は、予算上計上されていないが、その他の経費を切りつめて捻出している。公立施設と企業という違った組織ではあるが、非常にうまくやらせていただいていると思っている。

A委員

美術館の隠れたもう一つの魅力は、交流の場であると思っている。私も、待ち合わせ場所としてよく利用している。コーヒーや食事などもリーズナブルな料金で利用できる。芸術の森公園という環境もすばらしいし、非日常的な空間が味わえるのは大きな魅力である。

会長代理

その他、どんなご意見でも結構なので、発言をお願いしたい。

E委員

目の不自由な子どもに、彫刻をわからせるにはどうすればいいのか、大きな彫刻では難しいと思っていた。ところが、県立美術館には図書室の前に小さな彫刻があり、障害のある子どもたちが触れることで彫刻を理解することができていいなと思った。

F委員

学校の教育課程で美術館を利用する際、絵画等の鑑賞はもちろんであるが、学芸員がわかりやすく説明をしてくれるので、児童生徒の興味関心が引き出され、美術関係を志すきっかけになっていると思う。

G委員

私の地域の小中学校は利用が少ないので、いただいた資料を市の教育委員会に見せて、小中学校の参加を促すことも、委員としての役目かなと思っている。

事務局

山梨県は公共交通の便が悪いこともあり、美術館の利用は、甲府、峡中地域でさえも近隣の学校に偏っている。ご指摘のように、その他の地域の利用は、更に少ない状況にある。交通の手段の問題が一番大きいので、なかなか一朝一夕には解決しない。

H委員

常設展の観覧者数が少しずつ減っているが、これは景気の動向や価値観の多様化などから、全国的にみても仕方がないことではないか。

B委員

議事録には、発言した委員の氏名は載せていないが、a委員、b委員などの表記はできないのか。

事務局

審議会等の会議の公開等に関する指針により議事録の公開を行っているが、この指針の所管課に確認し対応する。

(同指針の運用において「公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報は、非公開とすることができる
とされているので、発言委員の氏名は記載していないところであるが、私学文書
課の文書公開担当に確認したところ、A 委員等の表記をしても差し支えないとの
ことである。）